

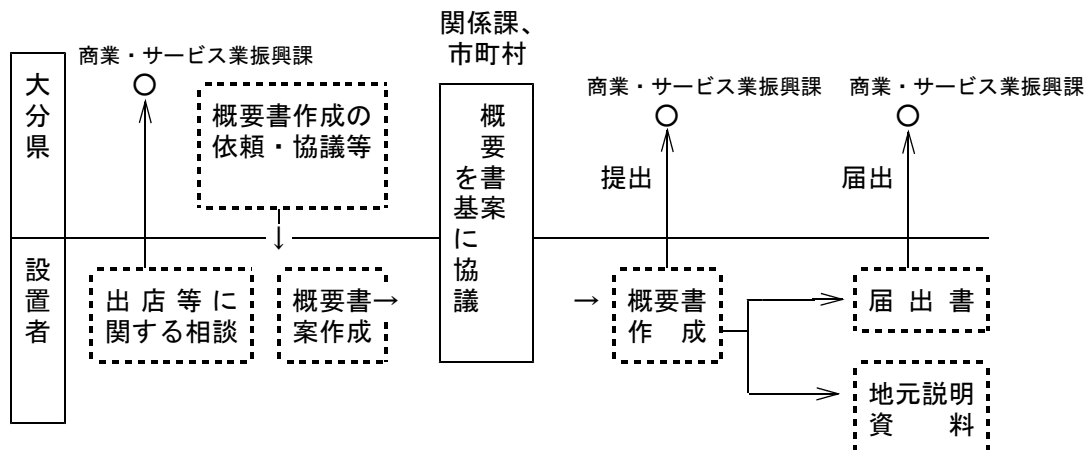
出店計画概要書の作成にあたって

<出店計画概要書の作成>

- ・ 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項による届出をしようとする者（以下「届出予定者」という。）は、事前に「出店計画概要書（案）」の作成をお願いしています。
- ・ 出店計画概要書は、届出事項と添付書類及び指針等配慮事項からなっています。
- ・ 届出事項・添付書類は法第5条第1項及び同条第2項並びに法施行規則第3条及び第4条に規定する届出事項及び添付書類の部分ですので、必ず作成してください。
指針等配慮事項は指針及び他法令等に関する事項を列挙したものですので、関係各課等と協議の上、必要項目を選択して作成してください。
- ・ 地元説明資料については、作成した届出事項と添付書類を中心に指針等配慮事項の中から、届出予定者が自らの判断により選択した必要項目を付加して作成してください。

<出店計画概要書の位置づけ>

- ・ 出店計画概要書は法に基づく手続を迅速に進めるためのものです。
- ・ 出店計画概要書を提出していただいた場合、法に基づく届出までの流れは概ね次のようになります。



<出店計画概要書記載要領>

- 記載にあたって
 - ・ 用紙はA4サイズ（図面については折り畳み可）を使用してください。
 - ・ 本記載要領は、新規出店案件用に記述していますが、新設日の繰り上げ、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、あるいは既存店舗の届出を行おうとする場合は、その内容に合わせて、また現状との比較ができるように記載してください。
- 頭紙について
 - ・ 「大規模小売店舗立地法に基づく出店（変更）計画概要書」と記し、店舗名、設置者名及び提出年月日を明記してください。
- 添付する図面について
 - ・ 「配置図」等の図面については、別添「添付図面について」としてまとめて記載してあります。項目によっては、周辺見取図・建物配置図等に一括して記載することも可能です。